

第5回第三セクター等のあり方に関する研究会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 12 月 17 日（火） 17 時 00 分～19 時 00 分
- 2 場 所 都市センターホテル「スバル」（東京都千代田区平河町）
- 3 出席者 宮脇座長、蛸子委員、小西委員、杉本委員、辻委員、橋本委員、藤波委員、堀場委員、松本委員、望月委員 他
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①地方公共団体の第三セクター等に対する関与に係る論点について
 - ②地方公共団体の第三セクター等の活用等に係る論点について
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省（事務局）より平成 26 年度以降の第三セクター等の活用等に係る「指針」の原案等（前回までに提起された意見を踏まえたもの）について説明を行い、委員の審議が行われた。
 - 地方公共団体の第三セクター等に対する関与に係る論点（議事①）について一定の整理が行われ、方向性は了承された。幾つかの論点については、今後、報告書を取りまとめていく中において更に検討することとされた。
 - 地方公共団体の第三セクター等の活用等（議事②）について、座長より論点の提起が行われ、委員の審議が行われた。
 - 第三セクター等を活用している「先進的成功事例」について、座長が資料 2 の考え方に沿った形で収集・整理を行い、次回（第六回）研究会に報告することとされた。
 - 第六回研究会は第三セクター等の活用等を中心に検討を行うこととされた（研究会の日程については別途調整）。

（主な意見）

- <議事①関係（地方公共団体の第三セクター等に対する関与に係る論点）>
- 第三セクター等は様々な組織・法人の形態を有するが、形態に応じて様々な運営方法、健全化方法があることに留意するべきであると考えます。
 - 損失補償について、事務局案においては、新たに設立する第三セクター等については「行うべきではない」という方針を示しているが、既存の第三セ

クター等の損失補償については具体的な方針を示していない（資料1P5）。明確な方針を示すべきではないか。

- 損失補償については、金融機関とのリスク分担の観点も重要と考える。するかしないか、という入口論以外に、地方公共団体の責任の範囲（上限）を示す等のプロセスに着目した手法もあり得るのではないか。
- 事実上、経営が破たんしているような第三セクター等の処理は進めるべきであるし、それは現段階では一段落ついている。今後は、縮み思考で「やめろ、赤字を出すな」と言うだけでなく、「活用」を視野に入れた議論を行うことが必要。そのことを前提として、民営化でも直営でもない、第三セクター等のレーゾンデートルを示すことが必要ではないか。
- 第三セクター等については、国の財投機関のように、出資されたものが毀損してなくなるまでは事業を遂行することができる、逆に言えば、清算した際にマイナスとならないうちは継続することができる、ということをごーイングコンサーンとするべきではないか。
出資は議会が議決して行うものであり、追加出資した場合でも、ごーイングコンサーンとしても手続きとしても問題はないと思われる。
- 損失補償は事後的に発生し、発生するまで負担額が分からない、という問題があるが、出資であればそうした問題はない。そのことを踏まえて、損失補償をどうするか、という問題と、出資にするべき、という問題はセットで検討するべきと考える。
- 「指針」で問題となっている公的支援の問題は、経常経費を公的部門がどこまで補てんするか、という問題であり、経常経費で費消されることが想定されていない資本金（出資）の問題として議論することには違和感がある。資本金を経常経費で費消してしまったので、後で追加出資を求める、というのは、整理として分かりやすいが、現実的ではないのではないか。
- 民間企業においては、赤字を株主から集めた資本金で埋める、ということはあるが、地方公共団体が出資する第三セクター等においては考えられるのではないか。地方公共団体が第三セクター等のガバナンスを適切に行うために必要な、哲学の変更と考える。
- 第三セクター等が行う事業に応じて、リスクをどこまで許容するか、ということを検討する必要もあるのではないか。地方公共団体がリスクをどこまで負うのか、ということをごーディスクロージャーした上で、第三セクター等を運営していくことも考えられる。

- 出資を地方公共団体による財政支援の中心にするという考え方は理解できるし、事務局案にもある程度ふれられているが（資料 1P11）、土地・建物等の現物出資の場合はどうするのか、という課題があるのではないか。
- ディスクロージャーと損失補償の責任分担の関係は非常に重要な問題だと思われる。民間の非上場会社等においても、ディスクロージャーを進めている場合には、個人補償を解除するという動きが進んでいるようだ。それと同様に、金融機関等が第三セクター等の経営内容等をどの程度把握しているか、ということによって責任の度合いが変わるものであり、それに応じて損失補償の負担を考えるとという切り口があるのではないか。
- 損失補償と出資金、通常経費と出資金の問題は、企業会計上も同様なテーマが存在する。本来、経常経費は資本維持の観点から一般のオペレーティングの中で負担すべきものであるが、投資のように経済状態の変化により資本価値が大きく増減した場合には、資本金にチャージすべき、という考え方もあり得ると思われる。

その観点からは、例えば、土地に関する損失のうち、経済状況の変動によって土地価格が減少したものについては資本金で負担する、という考え方もあり得るのではないか。
- 土地開発公社のように、資本金は少ないが行政の信用力で多額の資金調達を行う、という領域においては、出資の範囲内で責任を取る、という考え方は馴染まないのではないか。それをどうするかが問題と考える。
- 第三セクター等が破たんした場合、第三セクター等改革推進債を充てたとしても、地方公共団体には負担が生じるが、金融機関は事実上ノーリスクで収益をあげている。こうした現実を踏まえた上で、第三セクター等が破たんすることがあり得る時代における地方公共団体と金融機関のリスク分担、損失補償の考え方について検討することが必要ではないか。
- 土地開発公社のように多額の出資を行うのであれば設立する意味が乏しいもの（資産中心）と、鉄道のように先に一定の資本を出しておかなければ問題があるもの（事業中心）を分けて検討する必要があると考える。
- 「指針」を地方公共団体が受け止めやすくするためには、出資金について、資本部分と消費し得る部分とを整理して検討するとともに、第三セクター等が行う事業の内容に応じた検討を行うことが必要と考える。その上で、損失補償を減らしていく方向で取りまとめることが望ましい。
- 相当数の地方公共団体が第三セクター等に係る財政的リスクについて内容

不明、対応困難、としている現状からすれば、そうした団体をフォローするという観点からも、第三セクター等に係る財政的リスクを正確に把握するための手法の確立が必要ではないか。

- 事務局案では、第三セクター等を設立する際には「なぜ第三セクター等の形式で行うのか」ということを十分に検討することが必要とされている（資料 1P11）。その通りではあるが、第三セクター等が多数設立された経緯、地方分権等を踏まえて、誰が検討するべきか、ということも検討するべきではないか。地方公共団体だけではなく、国や有識者、金融機関等の関与も考えられる。

- 「なぜ第三セクター等の形式で行うのか」「何を第三セクター等の形式で行うべきか」という点については、学説でも一致しておらず、「指針」で基準を策定することは困難ではないか（資料 1P11 関連）。

また、第三セクター等の形式で行うことを決めた後の事業手法や法人形態の問題、非常に大きな問題である「どのような事業手法で行うべきか」という問題を含めるかどうか等でも「指針」の書きぶりや内容が変わるものとする。

その観点からは、「指針」は「基準」ではなく「留意点」になるのではないか。

- 公的支援の考え方について、事務局案では「基本的には現在と同じ」としており（資料 1P5）、現在は「原則として公的支援は～単なる赤字補てんを目的とした公的支援は行うべきではない。」とされている。これは、本来は税金で行うべき部分を第三セクター等に委託しているような場合には、その分の経費は公的支援で対応するという意図であろう。

しかしながら、地方公共団体が公的支援を行っている法人が第三セクター等であるから、この書きぶりでは、本来は税金で行うべき業務を行っているもの以外は第三セクター等の形式で行うべきではないということになる。「公共性」の概念を狭く捉え過ぎであり、修正が必要と思われる。

<議事②関係（地方公共団体の第三セクター等の活用等に係る論点）>

- 組織の種別（一般社団法人、一般財団法人、会社法法人等）が組織設立の目的、組織運営のあり方等と大きく関連しているものとする。そのため、先進的活用事例を収集・整理する際には、「組織の種類」という視点も導入するべきではないか。

- 世間一般では第三セクターに対して悪い見方が広がっているが、6割の法人が黒字であることから分かるように、多くの法人はきちんと経営している、或いはそのための努力を行っている。その点について、当研究会として情報発信ができるように、しっかりとした事例収集を行っていただきたい。

○ 資料 2 において「競合性あり、なし」とされているが、経済学上は特殊な用語であるため、「民間企業との競合性」「民間参入のしやすさ」というように表現を改めた方が良いのではないか。

○ 資料 2 の横軸（経常利益）は数字であり分かりやすいが、縦軸（競合性）は主観的で漠然としているように思われる。イニシャルコスト、資本金等、民間が立ち入りにくい障壁を指標とすることも考えられるのではないか。

← 資本金等は、民間参入ができるか否かよりも幅広い概念ではないか。資本金を含む財務諸表については別途整理することとし、縦軸は（表現はともかく）競合性としたい。

○ 競合性については、第三セクター等の業態による部分も大きいと考える。土地開発公社や地方道路公社、財団等は競合性がないし、株式会社は基本的に民間参入が可能な業務を行っていると考えられる。

○ 資料 2 において「成功」した事例に係る考え方を整理している。経常赤字ではあっても、地域になくってはならない業務を工夫して頑張っている、というような第三セクター等も「成功」の一形態として整理してはどうか。

← 類型④以外は、経常赤字であっても地域に不可欠な事業を行っている第三セクター等が対象となり得る。

○ 財務内容や活動内容等について積極的に開示・公表している第三セクター等にスポットをあててはどうか。第三セクター等のディスクロージャーについて、大いに参考になる。本調査活動の省力化にもつながる。

○ ①～⑥において「成功」事例を記述しているが、経常利益と競合性の座標軸においては、どこが「成功」になるのか分かりにくい。

○ 第三セクター等の経営改善については、「指針」に代表される「民間企業と行政の接点として経営形態がどうあるべきか」という一般的なアプローチと、「個別の活動領域（病院、鉄道、土地等）においてどのような経営改善があるか」という個別のアプローチという、二つの対照的なアプローチが存在すると考える。「成功」事例の収集に当たっては、第三セクター等に共通のノウハウよりも、活動領域別の成功ノウハウを抽出するようになるべきではないか。抽象的なことを伝えても、地方公共団体にとっては分かりにくい。

○ 一般的に考えて、経常利益が赤字である法人を成功事例とするのは難しいのではないか。本来、公共性が高く赤字が出るような事業については、行政

が予算措置を行った上で、事業委託や企画費等の形で経費を出すべきと考える。赤字の法人を成功事例とするのは、経常赤字が前提となるような事業を行う、或いは行わせることが容認され得る、という誤ったメッセージとなる可能性があるのではないか。

- 第三セクター等には会社法法人も多いことから、現在進められている会社法の見直しを踏まえて、第三セクター等の経営についてどのようなことを留意すべきであるか、という観点も盛り込んだ方が良いのではないか。
- 「競合性」とは「民間参入が可能か否か」ということだとすれば、可能か否かの判断基準は2種類存在するのではないか。一つはインフラ系のように複数の業者が事業を行うことがあり得ない場合であり、もう一つは人口が少ない地域で指定管理等を受託する民間事業者ないような、マーケットのロットとしての損益分岐点が低いために民間が参入できない場合である。判断基準が2種類存在するという事まで整理する方が、分かりやすいと考える。

← 「成功」という概念を規定することは困難であり、資料2は総体的・概念的な整理。各委員のご指摘は正当と考えるが、時間の都合もあることから、当面、各委員のご指摘を可能な限り踏まえつつ、資料2の考え方に沿って事務局とともに様々な事例を収集・整理し、次回研究会で報告することとした。それを見ていただき、改めて議論していただきたいと考えている。